

児童手当の現況届について

高校生年代までの国内に住所を有する児童を養育している人に支給している児童手当について、令和4年6月分から現況届の提出が原則不要になりました。ただし、以下の変更があった人は新たに届出が必要です。

- 智頭町外に住民票がある配偶者、児童の住所が変わったとき
- 婚姻や子の実の親との事実婚により、一緒に児童を養育する配偶者などを有するに至ったとき
- 離婚し、一緒に児童を養育していた配偶者がなくなったとき
- 振込口座を受給者名義の別の口座に変更するとき
- 児童を養育しなくなったことなどにより、手当の対象となる児童がいなくなったとき
- 受給者が公務員になったとき
- 受給者が死亡したとき
- 所得に変更があったとき

問合せ先

役場 税務住民課

☎ 75-4118

智頭町民対象森林セラピー体験イベント

7月より毎月開催!!

どのセラピーロードを体験できるかは当日までのおたのしみ

開催日 毎月第2・第4土曜日(体験時間2時間程度)

集合場所 智頭町総合センターロビー

集合時間 午前9時30分

※ロードへはガイドが送迎します。

持ち物 動きやすい服、歩きやすい靴、飲み物、帽子

参加費無料 ・ **1開催につき定員4人程度**

※小雨決行・必要な人は、ポールを貸出します。

年間開催日一覧

7月 12日・26日

8月 9日・23日

9月 13日・27日

10月 11日・25日

11月 8日・22日

申込締切：参加希望日の前週金曜日



問合せ先

役場 山村再生課

☎ 75-3117